

# 規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：オプトアウト届出事業者に係る確認義務の創設

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- ・ オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元及び利用目的を確認しなければならない旨の義務規定を新設する。
- ・ また、提供先の第三者がオプトアウト届出事業者に対して適切かつ確実な申告を行うことを担保するため、当該第三者は、当該事業者が身元及び利用目的の確認を行う場合において、当該事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない旨の義務規定を新設する。あわせて、当該規定に違反した者に対して、過料に処する旨の規定を新設する。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化しており、犯罪対策閣僚会議にて策定された「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日）においても、個人情報を悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。また、実際にオプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な（法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する）名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある。

このような、悪質な名簿屋に対するオプトアウト制度に基づく個人データの提供は、法第19条（不適正利用の禁止）違反となりうる。しかしながら、提供先における利用目的等の確認が義務ではない現行法下においては、事業者が同条の義務を適切に履行するための手段が存在しない。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記のような現状を改善し、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設することで、事業者における法第19条該当性の適切な判断を担保し、同制度の適正な運用を図る必要がある。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ オプトアウト制度について許可制を導入し、違反行為に対する制裁を強化することで義務履行確保を図ることも想定されるが、上記の実際の悪質な事案の内容や適正な事業者への影響等に鑑みれば、現行法上の建付け（提供先の利用目的や身元等について、その内容や真偽を積極的に確認する義務まではない）に着目して対応する観点で上記のとおり義務規定を新設することが適当と考えられる。

#### <その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 非規制手段としては既に、個人情報保護委員会において、オプトアウトの届出を行った事業者を対象に、個人情報の適正な取扱いがなされているかについて把握するための調査（実態調査）を行い、その後当該調

査を踏まえた注意喚起（「オプトアウト届出事業者に対する実態調査を踏まえた個人情報の適正な取扱いについて（注意喚起）」）を行っている。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

- ・ 上記1記載の規制により、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設することで、事業者における法第19条該当性の適切な判断を担保し、同制度の適正な運用を図る。なお、実際の効果については施行後、新たな規律の執行状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

- ・ オプトアウト制度に基づく個人データの第三者提供時に当該第三者（提供先）の身元及び利用目的の確認が必要となり、そうした確認に係る事務負担に伴う一定程度の費用発生が想定される。他方で、第三者提供される個人データが、本人や公的機関、報道機関などにより公開されているものである場合やそれに準ずる場合については、当該義務の対象としないこととすることや、既に一定の確認を自主的に行っている事業者もいることを踏まえると、当該費用の発生は限定的であると見込まれる。

##### <行政費用>

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

##### <その他の負担>

- ・ 特段想定されない。

### 5 利害関係者からの意見聴取

#### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ オプトアウト届出事業者の義務を強化すること及び本人のオプトアウト権行使の実効性を高めるための措置を検討するとの考え方に賛成する。
- ・ 市販品である住宅地図帳や電子住宅地図を、代理店や書店等（以下「代理店等」）を通じて販売することも多く、万一、提供先の利用目的や身元等を個別に確認・把握することが義務化された場合には、代理店等が大きな負担を強いられることが想定される。等

##### <関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 以下の各会において法改正に向けた関係者ヒアリングを実施した。

第262回（令和5年11月29日）、第263回（令和5年12月6日）、第264回（令和5年12月15日）、第265回（令和5年12月20日）、第266回（令和5年12月21日）、第268回（令和6年1月23日）、第270回（令和6年1月31日）、第271回（令和6年2月7日）、第272回（令和6年2月14日）、第281回（令和6年4月24日）

- 第292回（令和6年6月26日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryuu-lsyuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryuu-lsyuuseigo.pdf)

- 第299回（令和6年9月4日）にて「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」

に関する意見募集の結果を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240904_shiryoku-1-1.pdf)

- 第 312 回（令和 7 年 1 月 22 日）にて「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryoku-1-1.pdf)

- 第 316 回（令和 7 年 3 月 5 日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryoku-1-1.pdf)

- 第 320 回（令和 7 年 4 月 16 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和 8 年 1 月まで随時更新

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3\\_ikennogaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf)

- 第 347 回（令和 8 年 1 月 9 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針（案）」を示した。

リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109\\_shiryoku-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryoku-1-1.pdf)

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しについて | 個人情報保護委員会](#)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

#### <見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後 3 年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

#### <上記以外の法令案>

・